4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自転車歩行者道の幅員が狭小なため、歩行者等は、路肩や車道の通行を余儀なくされ、交通事故も発生しているなど、歩行者等の安全かつ円滑な通行空間の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、千歳市長を会長とする北海道石狩地方開発促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道札幌市中央区役所

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県刈田郡蔵王町宮字臼久保山一四八番一から同町宮字本屋敷二番二まで	前	一二〇・八〇メートル	〇・九二〇キロメートル
	後	一二〇・八〇	〇・九二〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宮城県刈田郡蔵王町宮字臼久保山一四八番一から同町宮字本屋敷二番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
入間市河原町一三四番一から同市河原町一三一一番六地先まで	前	二三・〇二～四九・七八メートル	〇・一四八キロメートル
	後	二三・〇二～四九・七八	〇・一四八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小山市大字羽川字下田六八番一から下野市川中子字東原三三二九番四九三まで	前	一三・五〇～二八・〇〇メートル	二・四三二キロメートル
	後	一六・〇〇～二八・〇〇	二・四三二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	小山市大字羽川字下田六八番一から下野市川中子字東原三三二九番三三九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月一日

○関東地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三島二丁目一四番一〇から同市三島二丁目一四番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月一日

○関東地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十八号大田原都市計画道路事業三・四・二号西那須野線及び三・四・一号中田原美原線

三　事業施行期間　自平成二十一年八月二十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし